

第 5 2 回電力・ガス取引監視等委員会の 議事の報告について

(趣旨)

平成 2 8 年熊本地震による災害救助法の適用地域に係る対応のため、電力・ガス取引監視等委員会運営規程第 2 条第 2 項の規定に基づき、9 月 2 7 日に第 5 2 回の委員会を书面開催した旨報告する。

主なポイント

平成 2 8 年熊本地震により被災した熊本県全域に対する災害救助法の適用が決定されたことを受け、被災した需要家に対する災害特別措置として、ガス事業法に基づき、9 月 2 6 日、当該地域を供給区域とする西部瓦斯株式会社から、以下のとおり経済産業大臣に認可の申請がなされた。

○西部瓦斯株式会社（1 件）

被災した需要家に対するガスの災害特別措置として、料金の支払い期限の延長や不使用月の料金免除を実施

当該認可申請を受け、同日、経済産業大臣から委員長に対し意見の求めがあったことから、书面開催による委員会の了解を得た後、9 月 2 8 日付けをもって、委員会として経済産業大臣に対し、当該認可（計 1 件）を行うことに異存がない旨を回答した。

(参考) 電気の災害特別措置の認可について

九州電力株式会社は、熊本県熊本地方の地震及び口永良部島（新岳）の噴火により災害救助法が適用された市町村等の需要家等に対する災害特別措置として、料金の支払い期限の延長や不使用月の料金減免等を講じている。

被災された需要家の避難生活が長期化していること等を踏まえ、引き続き同一の取扱いとするため、9 月 8 日に九州電力株式会社から特別措置の認可等の申請があり、9 月 9 日に経済産業大臣から意見の求めがあったことから、委員会として当該認可等を行うことに異論がない旨を回答した。

<災害特別措置の内容>

○九州電力（3 件）

被災した需要家及び託送供給利用者に対する電気の災害特別措置として、料金の支払い期限の更なる延長や不使用月の料金免除等を実施

※対象地域

特定小売供給及び託送供給：熊本県全市町村、福岡県 3 市、大分県 4 市町、宮崎県 6 市町村、
鹿児島県 2 市

離島供給：鹿児島県熊毛郡屋久島町